

制度設計・監視専門会合の構成員の変更について

令和 7 年 8 月 25 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

総務課

(趣旨)

電力・ガス取引監視等委員会運営規程第 6 条第 1 項の規定に基づいて当委員会の下に置かれている制度設計・監視専門会合の構成員を、同条第 3 項に基づき変更する。

主なポイント

当委員会の下に設置されている専門会合の構成員については委員及び専門委員の中から委員長が指名することとされている（電力・ガス取引監視等委員会運営規程第 6 条第 3 項）。

今般、制度設計・監視専門会合に指名されていた専門委員が令和 7 年 8 月 31 日の任期満了となることに伴い、横山委員長としては、令和 7 年 9 月 1 日以降の制度設計・監視専門会合の構成員について、別添のとおり、専門委員から大阪公立大学大学院経済学研究科 准教授の五十川 大也氏、青山学院大学国際マネジメント研究科 准教授の北野 泰樹氏、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士の前我 美紀子氏を指名する方針である。

五十川氏は経済学者として電力需給調整や価格制度に関する実証分析を多数手がけた経験があり、北野氏は政策評価に係る計量経済分析を専門とし、電力システムの制度設計・市場分析に知見を有する経済学者であり、前我氏はエネルギー市場に精通した弁護士として活躍した経験等を有している。

また、電取委の委員から村松委員を指名する方針である。

(参考) 電力・ガス取引監視等委員会運営規程 (平成28年9月12日) 20160912電委第3号) (抄)

(専門会合の設置等)

第6条 委員会は、委員会の下に専門会合を置くことができる。

2 専門会合は、委員会の求めに応じ、専門の事項について調査審議を行い、その結果を委員会に報告することとする。

3 専門会合は、委員及び専門委員の中から委員長が指名した者により構成する。

4 専門会合の座長は委員長が指名し、当該専門会合の座長は、当該専門会合の事務を掌理する。

5 専門会合の座長に事故があるときは、当該専門会合に属する構成員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

6 専門会合の座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該専門会合の下にワーキング・グループを置くことができる。

7 第2項から第5項までの規定は、ワーキング・グループに準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「専門会合」と、「専門会合」とあるのは「ワーキング・グループ」と読み替えるものとする。

(別添)

制度設計・監視専門会合
委員名簿（案）

(敬称略、五十音順)

(座長) (委員)

武田 邦宣 大阪大学 理事・副学長

(委員)

岩船 由美子 東京大学 生産技術研究所 教授

松村 敏弘 東京大学 社会科学研究所 教授

村松 久美子 PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 公認会計士

(専門委員)

熱海 徹 SecurityScorecard 株式会社 顧問

五十川 大也 大阪公立大学大学院経済学研究科 准教授

大橋 弘 東京大学大学院 経済学研究科 教授

北野 泰樹 青山学院大学国際マネジメント研究科 准教授

草薙 真一 兵庫県立大学 副学長

曾我 美紀子 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士

原 郁子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

松田 世理奈 阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー

山口 順之 東京理科大学 工学部電気工学科 教授

※下線が今回追加・変更となる構成員